

2011年9月12日 発効

2014年9月16日 改訂

CTA-Japan Consortium の組織、代表に関する規約

第1章（名称、設置目的）

本会の名称は CTA-Japan Consortium とし（以下、CTA-Japan）、CTA による超高エネルギー宇宙ガンマ線研究を推進するための組織である。日本から唯一の CTA Consortium の正式メンバーグループである。

第2章（会員）

CTA-Japan の会員は、CTA Consortium の会員でもあり、CTA による超高エネルギー宇宙ガンマ線研究という目的を共有する日本国内の研究者・エンジニア・大学院生からなる。研究者、エンジニアは、投票権、Common Fund 支払義務に関して FTE の重みを持ち、大学院生は、0.5 FTE の重みをもつ。FTE の値は各会員の貢献度を示すもので、CTA Consortium に登録された値とする。

第1条（会員、入会、義務）

- (1) 日本国内の研究者の新たな CTA への参加は、CTA-Japan のもとで一元的に行われるものとし、その手続きは CTA-Japan 新入会員規約に基づく。新入会員の承認は Executive Board が行う。
- (2) CTA-Japan 会員には、将来 CTA Consortium が定める Common Fund を支払う義務が生じる。Common Fund の支払いについては、CTA-Japan 全体でその責務を持つ事が想定される。その詳細について別途規約を設ける。

第2条（退会、会員権の停止、終了）

- 1) 会員からの退会の申し出に関しては、Executive Board で受領、承認後、その会員の退会が成立する。
- 2) Executive Board は定期的に会員の研究活動状況を調べ、CTA 研究活動を1年以上怠っている会員に関しては、Executive Board からその会員に CTA 研究活動再開への勧告を行う。しかし、この勧告にもかかわらず、連続して2年以上にわたり CTA 研究活動を怠っている会員は、Executive Board は CTA-Japan

研究グループ代表者会議での承認を経て、当会員の会員権を停止または終了することができる。

- 3) CTA-Japan および CTA-Japan 研究活動の利益に反する行為・活動を行った会員、また CTA-Japan 研究活動・推進に重大な支障を来すと判断される会員については、Executive Board は CTA-Japan 研究グループ代表者会議での承認を経て、当会員の会員権を停止または終了することができる。
- 4) 上記 2), 3) により会員権を停止または終了させられた会員の停止解除、再入会は、入会手続き同様、本人の申請にもとづき Executive Board で承認を行う。

第3章（組織）

CTA-Japan 会員の中から選ばれた研究代表者（Principal Investigator, PI）、副代表（Co-Principal Investigator, Co-PI）、さらに各研究グループの代表からなる研究グループ代表者会議の長（Chair of Institute Panel, Chair）を置く。研究グループとは同一研究室や学科などのメンバーが一つのチームとして CTA-Japan の研究に参加する単位とする。CTA に登録する所属名称が少しでも異なれば別グループと定義される。組織運営のため Executive Board ならびに Project Office を設置する。

第1条（PI, Co-PI）

- (1) PI は CTA-Japan の研究活動の指針を定め、CTA, CTA-Japan の研究推進を行う事をその責務とする。また PI は、CTA Consortium に対しては、CTA-Japan の研究代表者としての役割を果たす。
- (2) Co-PI は PI のサポート／代行を責務とする。
- (3) PI の任期は3年とし、CTA-Japan の会員の中から、自薦、他薦による候補を得て、CTA-Japan 研究グループ代表者会議による投票により選出される。Chair はこの選出の全てのプロセスに責任をもち、候補者の認定、投票、PI の選出を行う。再任は妨げない。
- (4) PI は、PI 選出を行った Chair との合意のもと、Co-PI を CTA-Japan の会員の中から選ぶ。
- (5) PI または Co-PI のいずれかは、研究遂行の拠点である東京大学宇宙線研究所から選出される。PI と Co-PI は異なる研究グループから選出される。

第2条 (Chair)

- (1) Chair は、CTA-Japan に参加する日本国内の複数の研究グループを代表する長であり、各研究グループの代表からなる CTA-Japan 研究グループ代表者会議での互選により決定される。Chair は、第3章第1条にもとづき PI 及び Co-PI の選出後、すみやかに新たに選出されなければならない。Chair は、PI および Co-PI と異なる研究グループから選出される。任期は3年とし、再任は妨げない。(Chair は日本国内の複数の研究グループを代表し、東京大学宇宙線研究所以外から選出される。)
- (2) Chair は、PI, Co-PI が CTA-Japan の研究活動を健全にすすめることを監視する。また、組織、研究にかかわる重要議題、緊急議題に関して、CTA-Japan 研究グループ代表者会議を招集し議決を行う。
- (3) また、Chair は、研究推進にあたり、PI, Co-PI に疑義があると判断した場合、CTA-Japan 研究グループ代表者会議を招集し、PI, Co-PI の解任を提案しその議決(賛同)をもって、PI, Co-PI を解任することができる。

第3条 (CTA-Japan 研究グループ代表者会議、他)

- (1) CTA-Japan 研究グループ代表者会議は、Chair、各研究グループ代表者、PI, Co-PI, Executive Board メンバーから構成される。Chair は議長として必要に応じ、随時本会議を開催する。Chair が不在の場合は PI または Co-PI が代行して会議を招集し、議長をつとめる。構成メンバーの過半数の出席により会議は成立する。通常会議のみならず、インターネット会議、電子メールによる投票も有効とする。また、インターネット経由での通常会議出席も有効とする。議決は、各グループ代表がそのグループの総 FTE の重みで投票し、その過半数をもっておこなう。FTE は CTA Consortium にて登録されている値を採用する。研究グループ代表者会議では、投票権はグループ代表にあり、Chair, PI, Co-PI, Executive Board メンバーにはない。
- (2) PI は物理学会、天文学会などの機会を使い、CTA-Japan 推進連絡会を随時開催し CTA プロジェクトの進行状況、研究方針、種々の問題等について、報告、議論を行う。

第4条 (Executive Board)

- (1) PI, Co-PI は、CTA-Japan の研究活動をより効率的にすすめるため、Executive

Board を設置する。Executive Board の構成員は、PI, Co-PI, Chair, ワーキンググループのコーディネーター、その他 PI が必要と考えるメンバーからなる。

- (2) Executive Board の構成員は、PI がその就任時に、Co-PI, Chair と合意の上決定する。PI の任期満了とともに Executive Board は解散する。また、PI は必要と判断した時は、Co-PI, Chair との合意の上、新たなワーキンググループの設置・変更、コーディネーターの設置・変更を行う。ワーキンググループの数は、プロジェクトの規模や状況に合わせて適切に保たなければならない。(2011 年 7 月現在、FPI, ELEC, MIR, CAL, MC, PHYS ワーキンググループコーディネーターと、SBO アウトリーチ広報担当からなる。)
- (3) 各ワーキンググループコーディネーターは、各ワーキンググループの研究活動の指針をさだめ、推進する事を責務とする。
- (4) PI は毎週／隔週の頻度で Executive Board をインターネット会議等により開催し、各ワーキンググループの研究活動状況を把握し、研究上の諸問題を議論、解決し、研究の推進をはかる。日常的な研究上の問題は、この Executive Board で解決、決定する。
- (5) PI は Executive board での議題、議論、決定事項に関して、CTA-Japan 会員全員に常に議事録等をもって伝え、透明性のある運営をはかる事を義務とする。

第 5 条 (Project Office)

拠点研究機関である宇宙線研究所内に CTA-Japan Project Office を設置する。CTA-Japan Project Office は CTA-Japan にかかわる事務的な作業を責務とする。

第 4 章 解散、活動終了

本会 CTA-Japan の解散、CTA-Japan の活動の停止・終了については、CTA-Japan 研究グループ代表者会議の決議をもって決定される。装置の撤去、解体等については、CTA Consortium で決定される覚書に従って責任を持って行うこととする。

第 5 章 規約の発効、改訂

本規約は 2011 年 9 月 12 日より発効する。本規約の改訂にあたっては CTA-Japan 研究グループ代表者会議の決議をもって行われる。